

自己評価報告書

平成23年 4月20日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2011

課題番号：20730013

研究課題名(和文) 私人間における人権保障の現代的再検討

研究課題名(英文) The Scope of Constitutional Rights

研究代表者

中林 暁生 (NAKABAYASHI AKIO)

東北大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：70312535

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：憲法, 人権, アメリカ憲法

1. 研究計画の概要

本研究は、短期的には、アメリカ憲法学を素材としつつ、「私人間における人権保障」についての再検討を行うことを、長期的には、「規制と給付の二分論」を日本の人権総論に組み込んだ、「現代積極国家における人権総論」の再構築を行うことを、目的としている。

2. 研究の進捗状況

本研究は、研究代表者がそれまで従事してきた規制と給付の二分論に関する研究を“私人間における人権保障”の研究へと接合させていくことを目的としている。

研究初年度にあたる平成20年度は、研究代表者が主として行ってきた「規制と給付の二分論」に関する研究について、本研究の関心に照らしながら、再検討を加え、本研究の基本的な理論的視角を確立した。この結果、「規制と給付の二分論」が克服されていく過程についての研究を行うことが必要になることが判明した。

平成21年度は、まず、「規制と給付の二分論」が克服されていく過程に係る研究として、「パブリック・フォーラム」論について研究し、人権論の中における「パブリック・フォーラム」論の理論的位置づけについて検討した。また、併せて「私人間における表現の自由の保障」に係る日本の裁判例に関する研究も行った。さらに、「規制と給付の二分論」を組み込んだ人権総論の構築を念頭に置きながら、「違憲な条件の法理」についての研究も行った。

平成22年度は、「規制と給付の二分論」が克服されていく過程に関する研究として、前年度に引き続き、「パブリック・フォーラム」論についての研究を行い、また、「私人間に

における人権保障」に関する研究として、「ステイト・アクション」についての研究を行った。さらに、この2つの研究の接合を企図して、「パブリック・フォーラム」論を主たる素材としつつ、公と私の境界線上の問題に焦点を合わせた研究も行った。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

当初立てていた研究計画に依拠しながら研究を行ってきたので、研究それ自体は、順調に進展していると評価することができる。しかしながら、研究の深化に伴い、新たな研究課題が発見され、その課題にも取り組む必要が出てきたので、研究の進度が遅くなったことは否定できない。したがって、現在の達成度としては、「②おおむね順調に進展している」という評価になると考えられる。

4. 今後の研究の推進方策

本研究おおむね順調に進展しているので、基本的には、これまでの研究を継続していく予定である。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

1 中林暁生, 「政府の言論の法理」と「パブリック・フォーラムの法理」との関係についての覚書, 季刊企業と法創造, 査読なし, 27号, 2011年, 掲載決定

2 中林暁生, 表現する場を提供する国家,
ジュリスト, 査読なし, 1422号, 94-98頁,
2011年

3 中林暁生, 伝統的パブリック・フォーラム,
法学, 査読なし, 73巻6号, 188-208頁,
2010年

4 中林暁生, 違憲な条件の法理の展開(一),
法学, 査読なし, 73巻4号, 1-29頁, 2009
年